鹿児島県公報

平成28年3月18日(金)第3196号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ 規 則 ○鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(※) (雇用労政課取扱い) 1 告 示 ○有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2 ○有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2 ○鹿児島県青少年保護育成条例第9条第5項第3号に規定する団体の名称及び当該団体 が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書等を表示する方法 (青少年男女共同参画課取扱い) 2 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4 ○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(12件) (畜産課取扱い) 4 (農地整備課取扱い) 9

○県営土地改良事業の換地計画の決定

○県営土地改良事業の工事の完了(2件)

○基本測量の実施

○土地収用法による収用又は使用の手続の開始

○道路の区域の変更(3件)

○道路の供用の開始

○土砂災害警戒区域の指定の解除

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除

○十砂災害警戒区域の指定(3件)

○土砂災害特別警戒区域の指定(3件)

○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止

(鹿児島地域振興局取扱い) 16

告

○江口地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

教 育 委 員 会 告 示

○指定文化財の指定の解除

公安委員会規則

○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(※)

(交通規制課取扱い) 16

(農地整備課取扱い) 9

(道路維持課取扱い) 10

(道路維持課取扱い) 11

(監理課取扱い)9

(監理課取扱い) 9

(砂防課取扱い) 11

(砂防課取扱い) 12

(砂防課取扱い) 12

(砂防課取扱い) 12

(都市計画課取扱い) 15

(漁港漁場課取扱い) 16

(文化財課取扱い) 16

則

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月18日

> 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第8号

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練手当支給規則(昭和41年鹿児島県規則第80号)の一部を次のように改正す

第3条第1項第4号の2中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改め、 同項第12号中「第3条第2項」を「第2条第1項第5号」に、「同項」を「同号」に改める。 附則

この規則は,公布の日から施行する。

示

鹿児島県告示第254号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、 有害な映画等として次のとおり指定した。

平成28年3月18日

				鹿児島県知事	伊度	養祐一郎
指 定	指定年月	指 定	題名	製作又は配給	指 定	指定理由
番号	日	種 別	超	社	箇 所	11 足 垤 田
8541	平成28年	映 画	人妻の淫汁 覗かれた絶頂	新東宝映画	全 部	著しく青
8542	3月10日		告白羞恥心 痴女になった理由	新日本映像		少年の性的
8543			変態観測 恥穴むき出し	オーピー映画		感情を刺激
8544			田園セックス 農婦の太股	新東宝映画		し,その健
8545			馬と人妻の痴態	新日本映像		全な育成を
8546			湯けむり温泉芸者 お座敷で枕芸	オーピー映画		阻害するお
8547			女囚701号 さそり外伝	新東宝映画		それがある。
8548			痴漢電車 下着検札	新東宝映画		
8549			帰れない三人 快感は終わらない	オーピー映画		

鹿児島県告示第255号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年3月18日

				鹿	児島県知事	伊菔	養祐一郎
指定番号	指定年月日	指 定 種 別	書	名	発 行 所	指定箇所	指定理由
25125	平成28年	雑 誌	mini Berry		秋水社	全 部	著しく青
	3月10日		vol. 25	18426-03			少年の性的
25126			コミックアムール		サン・メデ		感情を刺激
			4月号	03801-04	ィアレップ		し、又は著
25127			ディアプラス		新書館		しく青少年
			3月号	16567-03			の粗暴性若
25128			麗人		竹書房		しくは残虐
			3月号	09613-3			性を助長し,
25129			月刊劇漫スペシャル		竹書房		その健全な
			4月号	13545-4			育成を阻害
25130			コミック ホットミルク		コアマガジ		するおそれ
			4月号	13941-04	ン		がある。
25131			実話ドキュメント		マイウェイ		
			4月号	15115-4	出版		

鹿児島県告示第256号

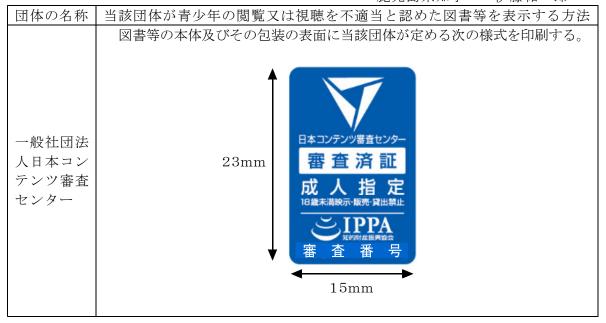
鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第5項第3号の規定に

より、図書等の制作又は販売を行う者で構成する団体を次のとおり指定し、平成28年4月1日 から施行する。

なお、同条第6項に規定する当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書等を表 示する方法は,次のとおりである。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



鹿児島県告示第257号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅 サービス事業者として指定した。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 母藤祐-	白[

事	業 所		申請者		北 安 左 日	サービス	
名 称	所 在 地	名 称	名称主たる事務所の代表者の日所在地名		指定年月 日	の種類	
有限会社丸富商	姶良市加治木町	有限会社丸富商	姶良市加治木町	伊藤 富次	平成28年	福祉用具	
会	木田3882番地7	会	木田3882番地7		2月10日	貸与	
有限会社丸富商	姶良市加治木町	有限会社丸富商	姶良市加治木町	伊藤 富次	平成28年	特定福祉	
会	木田3882番地7	会	木田3882番地7		2月10日	用具販売	
フジウォーク川	薩摩川内市隈之	株式会社フジプ	薩摩川内市東向	藤井 正己	平成28年	通所介護	
内店	城町325番3	ライド	田町3番9号		3月1日		

鹿児島県告示第258号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により,指定居宅介護支援事業者 から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業 所	指定	居宅介護支援事業者	Î	威 4. 左 9	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	の種類
居宅介護支援事	姶良市西餅田	株式会社のどか	姶良市脇元688	秋丸 和子	平成28年	居宅介護
業所のどか	3330番地 6	· 和	番地4		3月1日	支援
ケアプラン悠々	伊佐市大口大島	株式会社ケアサ	伊佐市大口大島	山口 英仁	平成28年	居宅介護
	1029番地	ービスさざんか	1029番地		3月31日	支援

鹿児島県公報

指定居宅介護支	大島郡瀬戸内町	特定非営利活動	大島郡瀬戸内町	渡邉	照代	平成28年	居宅介護
援事業所ほこら	渡連136番地	法人かけろまホ	渡連136番地			3月31日	支援
しゃ		ットネット					

鹿児島県告示第259号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成28年3月18日

				児島県知事	伊藤和	右一郎
事業	業 所		申 請 者		* + + -	11 18
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
有限会社丸富商	姶良市加治木町	有限会社丸富商	姶良市加治木町	伊藤 富次	平成28年	介護予防
会	木田3882番地7	会	木田3882番地7		2月10日	福祉用具
						貸与
有限会社丸富商	姶良市加治木町	有限会社丸富商	姶良市加治木町	伊藤 富次	平成28年	特定介護
会	木田3882番地7	会	木田3882番地7		2月10日	予防福祉
						用具販売
フジウォーク川	薩摩川内市隈之	株式会社フジプ	薩摩川内市東向	藤井 正己	平成28年	介護予防
内店	城町325番3	ライド	田町3番9号		3月1日	通所介護

鹿児島県告示第260号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

ブルセラ病にあっては急速凝集反応検査,酵素免疫測定法,補体結合反応検査,疫学的検 査又は臨床検査,結核病にあってはツベルクリン検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実	施	\mathcal{O}	期	日
日置市(旧吹上町),南さつま市	平成28年	三4月1日	コから平原	戊29年 3 丿	月31日まで
(旧加世田市,旧金峰町),枕崎市,	の間におり	て検査の	の対象とな	よる家畜を	が所在する
阿久根市, さつま町(旧鶴田町), 伊	区域を管轄	書する家畜	音保健衛 生	生所又はそ	その支所の
佐市(旧菱刈町),湧水町(旧吉松	長が指定す	つる日			
町),霧島市(旧霧島町),曽於市					
(旧末吉町), 大崎町, 鹿屋市(旧鹿					
屋市),西之表市その他管轄する家畜					
保健衛生所長が特に必要と認めた区域					

鹿児島県告示第261号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	の	期	日
	県	下	全	域		平成28年	F4月1日	ヨから平原	戊29年 3 月	月31日まで
						の間におり	ヽて検査の	の対象とな	よる家畜な	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	新保健衛生	生所又はそ	その支所の
						長が指定す	トる日			

鹿児島県告示第262号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により,馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので,当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌の軽種馬、競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬(いずれも平成28年4月1日前5年間において当該検査を実施したものを除く。)及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	目
	県	下	全	域		平成28年	4月1日	目から平成	过29年 3 月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	る家畜	が所在する
						区域を管轄	計る家畜	新保健衛生	三所又は さ	その支所の
						長が指定す	-る日			

鹿児島県告示第263号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法

細菌学的検査, 血清学的検査, 疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

	実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
		県	下	全	域		平成28年	4月1日	日から平原	戊 29年 3 月	31日まで
							の間におい	て検査の	り対象とな	よる家畜な	が所在する
							区域を管轄	ぼする家音	音保健衛生	上所又はそ	その支所の
							長が指定す	-る日			

鹿児島県告示第264号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発

生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対 し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法

凝集反応検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
	県	下	全	域		平成28年	三4月1日	日から平原	以29年3月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	よる家畜を	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	新保健衛生 1	上所又は さ	その支所の
						長が指定す	-る日			

鹿児島県告示第265号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー 病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有 者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚(オーエスキー病にかかっていない旨の証明 書を有するものを除く。) で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
 - (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法

ラテックス凝集反応法, 酵素免疫測定法, 中和試験, 疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

	実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
		県	下	全	域		平成28年	4月1日	日から平原	戈29年3 月	31日まで
							の間におい	て検査の	り対象とな	よる家畜な	が所在する
							区域を管轄	子 る家音	音保健衛生	上所又はそ	その支所の
							長が指定す	る日			

鹿児島県告示第266号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフ ルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するの で、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種類

家きん(鶏,あひる,うずら,七面鳥,キジ,ダチョウ及びホロホロ鳥)

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上(ダチョウについては、10羽以上)飼養する農家で、別途管 轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法,寒天ゲル内沈降反応検査,その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実	施	0	期	日
--------	---	---	---	---	---

県 下 全 域	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
	の間において検査の対象となる家畜が所在する
	区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の
	長が指定する日

鹿児島県告示第267号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査,細菌学的検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
	県	下	全	域		平成28年	三4月1日	目から平成	战29年 3 月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	よる家畜	が所在する
						区域を管轄	書する家 音	新保健衛 生	三所又は さ	その支所の
						長が指定す	-る日			

鹿児島県告示第268号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるも の
- 2 検査の方法

中和試験、酵素免疫測定法、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	の	期	月
	県	下	全	域		平成28年	54月1日	目から平原	成29年 3)	月31日まで
						の間におり	ヽて検査の	の対象とな	なる家畜を	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	新保健衛 ²	生所又はそ	その支所の
						長が指定す	トる日			

鹿児島県告示第269号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、雄牛のブルセラ病、結核病、牛カンピロバクター症及びトリコモナス病、供卵牛の結核病、種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフス及び馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛

2 検査の方法

ブルセラ病にあっては凝集反応検査,酵素免疫測定法,補体結合反応検査,疫学的検査又は臨床検査,結核病にあってはツベルクリン検査,疫学的検査又は臨床検査,牛カンピロバクター症にあっては蛍光抗体法,培養検査,疫学的検査又は臨床検査,トリコモナス病にあっては顕微鏡検査,疫学的検査又は臨床検査,オーエスキー病にあってはラテックス凝集反応法,酵素免疫測定法,中和試験,疫学的検査又は臨床検査,馬パラチフスにあっては凝集反応検査,疫学的検査又は臨床検査,馬伝染性貧血にあっては寒天ゲル内沈降反応検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	0)	期	田
	県	下	全	域		平成28年	三4月1日	目から平成	过29年3月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	る家畜な	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	备保健衛 生	三所又はそ	その支所の
						長が指定す	つる日			

鹿児島県告示第270号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚コレラの発生を 予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当 該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法,中和試験,その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	Ø	期	目
	県	下	全	域		平成28年	三4月1日	日から平成	戈 29年 3 月	月31日まで
						の間におい	いて検査の	の対象とな	よる家畜な	が所在する
						区域を管轄	書する家音	备保健衛 生	上所又は~	その支所の
						長が指定す	ーる日			

鹿児島県告示第271号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の 状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の 所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - (2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの
- 2 検査の方法

予備的抗体検出法、酵素免疫測定法、リアルタイムPCR法、ヨーニン検査、細菌検査、

疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	0)	期	目
	県	下	全	域		平成28年	[4月1]	日から平原	以29年3月	月31日まで
						の間におい	\て検査の	の対象とな	よる家畜を	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	新保健衛生 1	三所又は さ	その支所の
						長が指定す	トる日			

鹿児島県告示第272号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)屋仁地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称 換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年3月22日から同年4月18日まで

3 縦覧場所

奄美市笠利総合支所地域農政課

鹿児島県告示第273号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(区画整理) 亀津地区第1換地区の工事は、平成24年2月7日に完了した。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第274号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(区画整理) 亀津地区第2換地区の工事は、平成24年2月7日に完了した。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第275号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量(機動観測)
- 2 作業の期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業の地域 霧島市

鹿児島県告示第276号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定により、起業者から、収用又は使用の手続を保留した土地について、次のとおりその手続を開始する旨の申立てがあった。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事(鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 志布志市志布志町安楽字坂上,字下原,字八ヶ代,字勢園,字三郎丸,字水神松及び字 小牧並びに有明町野井倉字次五地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 志布志市志布志町安楽字坂上,字下原,字八ヶ代,字勢園,字三郎丸,字水神松及び字 小牧並びに有明町野井倉字次五地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 志布志市役所建設課

鹿児島県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年3月18日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

			7	7 L L L L L L L L L L L L L L L L L L L	D NATIO FIF
道路の	路線名	変更の区間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
種類			の別		
国道	447号	出水市六月田町980番地先	前	13.1~47.1	181. 8
		から同市米ノ津町97番3地	前	14.3~18.5	154. 6
		先まで	後	14.3~18.5	154. 6
	504号	薩摩郡さつま町泊野字小高	前	7.6~55.3	4,002.0
		峯4792番 5 地先から同町泊	後	7.6~55.3	4,002.0
		野字轟之元6084番2地先ま			
		で			
		薩摩郡さつま町泊野字小高	後	7.5~134.6	3, 963. 0
		峯4792番 5 地先から同町泊			
		野字轟之元6090番4地先ま			
		で			

鹿児島県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年3月18日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	頴娃川辺線	南九州市知覧町郡字牧野	前	6.4~31.0	5, 001. 3
		15983番4地先から同市川			
		辺町野崎字馬場田4243番4			

地先まで 南九州市知覧町郡字轟	前	12.4~222.5	3, 095. 1
15968番1地先から同市川			·
辺町両添字宮田184番1地 先まで			
南九州市知覧町郡字牧野	後	6.4~31.0	5, 001. 3
15983番4地先から同市川			
辺町野崎字馬場田4243番4 地先まで			
南九州市知覧町郡字轟	後	12. 4~168. 8	3, 095. 1
15968番1地先から同市川 辺町両添字宮田184番1地			
25 回 阿 你 子 呂 田 184番 1 地 先まで			

鹿児島県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎
胚儿面乐和	

道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	後田富山線	肝属郡肝付町宮下字甲斐元	前	8.7~9.0	61.8
		1121番2地先から1123番1	後	8.4~12.8	61.8
		地先まで			

鹿児島県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月18日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			り知口
県道	西之表南種子線	西之表市安城字宝野本2675番1地先から同市安城字	平成28年
		平太郎3042番地先まで	3月18日

鹿児島県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

土砂災害の発生													
原因となる自然	市町村名	土	砂	災	害	警	戒	区	域	\mathcal{O}	名	称	
現象の種類													

| 急傾斜地の崩壊 | 南種子町 | 急・大宇都 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生																
原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	特	別	警	戒	区	域	\mathcal{O}	名	称	
現象の種類																
急傾斜地の崩壊	南種子町	急•	大:	宇都	2											

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第283号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	南種子町	急・稲子崎2,急・大路中ノ2,急・六郎畑1,急・六郎
		畑2, 急・六郎畑3, 急・六郎畑4, 急・六郎畑5, 急・
		六郎畑6,急・古笠1,急・古笠2,急・古笠3,急・宇
		都2,急・西俣山2,急・西俣山3,急・西俣山4,急・
		郡原1、急・藤田2、急・井料田2、急・麻津4、急・麻
		津5,急・麻津6,急・麻津7,急・麻津8,急・麻津9,
		急・麻津10, 急・麻津11, 急・龍庵坂2及び急・大宇都2
土石流	南種子町	土・廣濱1、土・廣濱2、土・六郎畑2、土・古笠2、土
		・古笠3, 土・夏田薗3, 土・平九郎2, 土・平九郎3,
		土・加治谷峯5及び土・小渡瀬4

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

£	上砂災害の発生															
厉	原因となる自然	市町村名	土	砂	災	害	特	別	警	戒	区	域	\mathcal{O}	名	称	
玛	見象の種類															

急傾斜地の崩壊	南種子町	急・稲子崎2, 急・大路中ノ2, 急・六郎畑1, 急・六郎 畑2, 急・六郎畑3, 急・六郎畑4, 急・六郎畑5, 急・
		六郎畑6, 急・古笠1, 急・古笠2, 急・古笠3, 急・宇
		都2,急・西俣山2,急・西俣山3,急・西俣山4,急・郡原1,急・藤田2,急・井料田2,急・麻津4,急・麻
		津5, 急・麻津6, 急・麻津7, 急・麻津8, 急・麻津9,
		急・麻津10,急・麻津11,急・龍庵坂2及び急・大宇都2
土石流	南種子町	土・廣濱1,土・廣濱2,土・六郎畑2,土・古笠2,土
		・古笠3, 土・平九郎2, 土・平九郎3, 土・加治谷峯5
		及び土・小渡瀬4

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	指宿市	急·带迫頭1,急·带迫頭2,急·带迫1,急·外園1,
		急・石畳1,急・帯迫2,急・井手坂右1,急・井手坂右
		2, 急・帯迫3, 急・小田1, 急・田之平1, 急・今田平
		1, 急・牟佐田1, 急・柿木迫1, 急・柿木迫2, 急・寺
		之上1,急・池平1,急・鳥山1,急・鳥山2,急・城ヶ
		尾1,急・今田平2,急・外園2,急・小久保1,急・尾
		塚1, 急・尾塚2, 急・梶作1, 急・山田1, 急・垂水1,
		急・山田2, 急・山田3, 急・垂水2, 急・大平1, 急・
		狩俣1, 急・北迫1, 急・西ノ川1, 急・坂元田1, 急・
		坂元田2, 急・久保1, 急・八幡迫1, 急・八幡迫2, 急
		・梶作2,急・狩俣2,急・狩俣3,急・狩俣4,急・磯
		1 及び急・戸平 1
土石流	指宿市	土・外園1,土・井手坂1,土・黒ヶ迫1,土・崩田1,
		土・尾塚1,土・山田1及び土・旧城山1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

							121		47 / [1	7 T		D /4	4 LH	2.114	
土砂災害の発生															
原因となる自然	市町村名	土	砂	災	害	特	別	警	戒	区	域	\mathcal{O}	名	称	
現象の種類															
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・帯	迫頭	1,	急•	带ì	迫頭	2,	急•	带证	自1	,急	· 夕	▶園 1	,

		急・石畳1,急・帯迫2,急・井手坂右1,急・井手坂右2,急・帯迫3,急・小田1,急・田之平1,急・今田平1,急・牟佐田1,急・柿木迫1,急・柿木迫2,急・寺之上1,急・池平1,急・鳥山1,急・城ヶ尾1,急・尾塚1,急・尾塚2,急・外園2,急・小久保1,急・尾塚1,急・尾塚2,急・梶作1,急・山田1,急・垂水1,急・山田2,急・山田3,急・垂水2,急・大平1,急・狩俣1,急・北迫1,急・西ノ川1,急・坂元田1,急・坂元田2,急・久保1,急・八幡迫1,急・八幡迫2,急・梶作2,急・狩俣2,急・狩俣3,急・狩俣4,急・磯1及び急・戸平1
土石流	指宿市	土・外園1,土・尾塚1,土・山田1及び土・旧城山1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

一,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Н	鹿児島県知事 伊藤祐一郎
土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	薩摩川内	急・牧神前1,急・赤瀬1,急・牧神前2,急・中樋1, 急・白粉水1,急・中樋2,急・上矢房1,急・赤崎1, 急・赤崎2,急・古寺2,急・下矢房1,急・下竹ノ崎1, 急・石踊1,急・里向馬場1,急・観農1,急・芝前1, 急・芝前2,急・尾崎1,急・持ヶ迫1,急・城山1,急 ・丸山2,急・小川1,急・磯道1,急・泊1,急・村1, 急・桂廻1,急・桂廻2,急・山ノ中1,急・塩巻1,急 ・大山1,急・大平良1,急・三吉開1,急・芦浜3,急 ・芦浜1,急・芦浜2,急・声浜4,急・梶畠1,急・七 十地4,急・梶畠2,急・梶畠3,急・七十地2,急・大 瀬1,急・長浜2,急・梶畠3,急・七十地2,急・大 瀬1,急・長浜3,急・祖母作2,急・古川2,急・長浜5, 急・古川3,急・越路1,急・目木1,急・御前水1,急 ・祖母作3,急・七十地3,急・長瀬1,急・小牟田1, 急・隠迫1,急・隠迫2,急・寺田之尻1,急・池野平1, 急・里道1及び急・隠迫3
土石流	薩摩川内市	土・牧神前1, 土・牧神前2, 土・中樋1, 土・櫻ヶ迫3, 土・魚見棚1, 土・北見ヶ平1, 土・中樋2, 土・白粉水 1, 土・竹1, 土・上矢房1, 土・小川1, 土・木之口1, 土・東桑ヶ迫1, 土・下竹ノ崎1, 土・下竹ノ崎2, 土・ 組崎1, 土・白粉水2, 土・芝前1, 土・芝前2, 土・桂 廻1, 土・桂廻2, 土・山ノ中1, 土・山ノ中2, 土・平 道1, 土・平道2, 土・磯道1, 土・磯道2, 土・池田2, 土・桂廻3, 土・白木ノ元1, 土・小平1, 土・小平2, 土・大山1, 土・村1, 土・磯道3, 土・芦浜1, 土・中 之迫1, 土・向ヒ1, 土・大瀬1, 土・長瀬1, 土・隠迫

| 1, 土・寺田之尻1, 土・小牟田1及び土・里道1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部甑島 支所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ いては、次の図のとおりとする。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	薩摩川内	急・牧神前1,急・赤瀬1,急・牧神前2,急・中樋1,
	市	急・白粉水1, 急・中樋2, 急・上矢房1, 急・赤崎1,
		急・赤崎2,急・古寺2,急・下矢房1,急・下竹ノ崎1,
		急・石踊1,急・里向馬場1,急・観農1,急・芝前1,
		急・芝前2, 急・尾崎1, 急・持ヶ迫1, 急・城山1, 急
		・丸山2, 急・小川1, 急・磯道1, 急・泊1, 急・村1,
		急・桂廻1, 急・桂廻2, 急・山ノ中1, 急・塩巻1, 急
		・大山1, 急・大平良1, 急・三吉開1, 急・芦浜3, 急
		・
		一十地 4 , 急・梶畠 2 , 急・梶畠 3 , 急・七十地 2 , 急・大
		瀬1, 急・長浜2, 急・兔田1, 急・祖母作1, 急・兔田
		2, 急・長浜3, 急・祖母作2, 急・古川2, 急・長浜5,
		2, & で (3, & で (4) 12, & で (3,)
		・祖母作3,急・七十地3,急・長瀬1,急・小牟田1,
		急・隠迫1,急・隠迫2,急・寺田之尻1,急・池野平1,
		急・里道1及び急・隠迫3
土石流	薩摩川内	土・中樋1,土・櫻ヶ迫3,土・魚見棚1,土・中樋2,
	市	土・竹1,土・上矢房1,土・木之口1,土・下竹ノ崎1,
		土・組崎1、土・芝前1、土・芝前2、土・桂廻1、土・
		桂廻2, 土・山ノ中1, 土・磯道1, 土・磯道2, 土・池
		田2, 土・桂廻3, 土・小平1, 土・小平2, 土・大山1,
		土・村1,土・磯道3,土・芦浜1,土・中之迫1,土・
		向ヒ1, 土・隠迫1及び土・寺田之尻1
		ᅙᄝᆓᇰᇠᄖᄚᄖᆛᆛᆛᆉᇏᆘᆄᄳᄁᇮᄔᆥᇄᅜᅜᅜᄜᇽᅼᅺᇌᆄᅈ

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部甑島 支所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第289号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規 定により奄美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項 において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年3月18日

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 名瀬都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・17号小俣線
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年3月18日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			南山左口	障害福祉
tz	= + lib	h II.	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	Ħ	の種類
エコマック	いちき串木野市	一般社団法人ア	薩摩川内市平佐	長倉 良司	平成28年	就労継続
	三井3108番地	クア	町2508番地		3月31日	支援A型

公告

江口地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第1項の規定により、江口地区特定漁港漁場整備事業計画を別冊のとおり定めた。

平成28年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

(「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第3号

鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第26条第5項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定無形民俗文化財の指定は、平成28年3月2日付けで解除されたものとなるので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成28年3月18日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

無形民俗文化財

	名 称	所 在 地	保 護 団 体	指定告示
Ī	宝満神社のお田	熊毛郡南種子	宝満神社赤米お田植え祭り保	平成11年3月19日
Į	植え祭り	町茎永	存会	教育委員会告示第1号

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第5号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則 (昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

別表第4主要地方道指宿鹿児島インター線の項の次に次のように加える。

主要地方道鹿児 鹿児島市上荒田町3番1から同市武三丁目2番9まで 島東市来線

別表第4中

鹿児島市道錦江	鹿児島市錦江町2番27先から11番9先まで
2 号線	
鹿児島市道錦江	鹿児島市錦江町11番9先から11番15先まで
9 号線	
鹿児島市道松崎	鹿児島市上福元町4806番先から同市卸本町5番5先まで
卸本町線	
鹿児島市道谷山	鹿児島市南栄六丁目6番先から同市谷山港一丁目10番先
港1号線	まで
鹿児島市道南栄	鹿児島市南栄一丁目11番1地先から同市南栄三丁目24番
2 号線	2 地先まで
鹿児島市道南栄	鹿児島市卸本町6番2地先から同市南栄四丁目20番1地
4号線	先まで
鹿児島市道南栄	鹿児島市南栄四丁目29番地先から同市南栄二丁目14番地
8号線	先まで
鹿児島市道にわ	鹿児島市南栄五丁目1番地先から2番地先まで
都市南線	
鹿児島市道易居	鹿児島市易居町12番6地先から12番1地先まで
2 号線	
鹿児島市道桟橋	鹿児島市山下町14番1地先から同市易居町9番34地先ま
線	で

を

鹿児島市道桟橋	鹿児島市山下町14番1地先から同市易居町9番34地先ま
線	で
鹿児島市道中洲	鹿児島市上荒田町3番1から同市下荒田二丁目31番1ま
通線	で
鹿児島市道松崎	鹿児島市上福元町4806番先から同市卸本町5番5先まで
卸本町線	
鹿児島市道にわ	鹿児島市南栄五丁目1番地先から2番地先まで
都市南線	
鹿児島市道易居	鹿児島市易居町12番6地先から12番1地先まで
2 号線	
鹿児島市道錦江	鹿児島市錦江町2番27先から11番9先まで
2 号線	
鹿児島市道錦江	鹿児島市錦江町11番9先から11番15先まで
9 号線	
鹿児島市道南栄	鹿児島市南栄一丁目11番1地先から同市南栄三丁目24番
2 号線	2 地先まで
鹿児島市道南栄	鹿児島市卸本町6番2地先から同市南栄四丁目20番1地
4 号線	先まで
鹿児島市道南栄	鹿児島市南栄四丁目29番地先から同市南栄二丁目14番地
8 号線	先まで
鹿児島市道谷山	鹿児島市南栄六丁目6番先から同市谷山港一丁目10番先
港1号線	まで

に改め

]

る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。